

2018年度消費生活アドバイザー資格試験の結果等について

一般財団法人日本産業協会
会長 矢島 良司

2018年度消費生活アドバイザー資格試験の概要

当協会は、消費生活相談員資格試験の登録試験機関として、消費生活相談員資格試験を兼ねて消費生活アドバイザー資格試験を実施した。合格者は消費生活相談員資格を取得するとともに、登録申請をすることにより消費生活アドバイザー資格を取得することができる。

今年度は、第1次試験を隔年実施の沖縄を含め9会場で実施した。また、第2次試験は1次試験を実施した会場のうち沖縄を除く8会場にて実施した。

2018年度消費生活アドバイザー資格試験の結果

2018年度「消費生活アドバイザー資格試験」の最終合格者数は、**550人**に決定した。

本年度の受験申請者総数は**2,565人**で、前年度の2,753人に対し188人の減少となった。

最終合格者の内訳は、男性387人(前年度358人)、女性163人(前年度158人)で、8年連続で男性合格者数が女性合格者数を上回る結果となった。第1回(1980年度)から第39回(2018年度)までの合格者累計は、男性7,401人(44.1%)、女性9,390人(55.9%)で、総数は16,791人となった。

試験結果等の詳しい内容は、次のとおりとなる。

1. 受験者および最終合格者総括

(1) 受験者数

(単位：人)

	受験申請者総数	第1次試験		第2次試験	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
第1次試験 受験申請者	2,334	1,624	734	707	424
第1次試験免除者	231	-	-	㉑ 202	126
合計	2,565	㉒ 1,624	734	909	㉓ 550

(2) 最終合格者数：550人

$$\text{最終合格率} = \frac{\text{第2次試験合格者} \text{㉓}}{\text{受験者総数} \text{(㉒+㉑)}} = \frac{550 \text{人}}{1,826 \text{人}} = 30.1\%$$

$$\text{前年度最終合格率} = \frac{516 \text{人}}{2,338 \text{人}} = 22.1\%$$

$$\text{申請に対する合格率} = \frac{\text{第2次試験合格者}}{\text{受験申請者総数}} = \frac{550 \text{人}}{2,565 \text{人}} = 21.4\%$$

$$\text{前年度申請に対する合格率} = \frac{516 \text{人}}{2,753 \text{人}} = 18.7\%$$

(3) 合格発表日：2019年2月1日(金)

<最終合格者 受験地別、男女別>

(単位：人)

	男性	女性	合計	前年度
札幌	6 1.1%	0 0.0%	6 1.1%	4 0.8%
仙台	7 1.3%	6 1.1%	13 2.4%	10 1.9%
東京	235 42.7%	103 18.7%	338 61.5%	290 56.2%
名古屋	55 10.0%	9 1.6%	64 11.6%	60 11.6%
大阪	64 11.6%	26 4.7%	90 16.4%	112 21.7%
広島	2 0.4%	2 0.4%	4 0.7%	10 1.9%
高松	4 0.7%	9 1.6%	13 2.4%	
徳島				13 2.5%
福岡	14 2.5%	8 1.5%	22 4.0%	17 3.3%
合計	387 70.4%	163 29.6%	550 100.0%	
前年度	358 69.4%	158 30.6%	516 100.0%	

<最終合格者 年齢別、男女別>

(単位：人)

	男性	女性	合計	前年度
25歳以下	5 0.9%	4 0.7%	9 1.6%	14 2.7%
26～30歳	28 5.1%	12 2.2%	40 7.3%	35 6.8%
31～35歳	42 7.6%	23 4.2%	65 11.8%	65 12.6%
36～40歳	42 7.6%	18 3.3%	60 10.9%	73 14.1%
41～45歳	47 8.5%	31 5.6%	78 14.2%	90 17.4%
46～50歳	77 14.0%	29 5.3%	106 19.3%	87 16.9%
51～55歳	99 18.0%	27 4.9%	126 22.9%	103 20.0%
56～60歳	36 6.5%	12 2.2%	48 8.7%	38 7.4%
61歳以上	11 2.0%	7 1.3%	18 3.3%	11 2.1%
合計	387 70.4%	163 29.6%	550 100.0%	
前年度	358 69.4%	158 30.6%	516 100.0%	

- ・最高齢 男性：65歳（前年度：66歳） 女性：65歳（前年度：62歳）
- ・最年少 男性：24歳（ ” ：23歳） 女性：18歳（ ” ：19歳）

(注)年齢は、2018年9月30日現在の満年齢

2. 第1次試験（択一試験）

（1）試験の範囲

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 消費者問題 2. 消費者のための行政・法律知識 <ul style="list-style-type: none"> 行政知識 法律知識 3. 消費者のための経済知識 <ul style="list-style-type: none"> 経済一般と経済統計の知識 企業経営一般知識 金融の知識 生活経済 地球環境問題・エネルギー需給 | <ul style="list-style-type: none"> 4. 生活基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> 医療と健康 社会保険と福祉 余暇生活 衣服と生活 食生活と健康 快適な住生活 商品・サービスの品質と安全性 広告と表示 暮らしと情報 |
|--|---|

（2）試験日：2018年9月30日（日）

（3）受験者数：1,624人（前年度：2,125人） 欠席率30.4%（前年度15.4%）

〈受験地別、男女別〉

（単位：人）

	男性	女性	合計	前年度
札幌	15 0.9%	14 0.9%	29 1.8%	35 1.6%
仙台	26 1.6%	18 1.1%	44 2.7%	38 1.8%
東京	616 37.9%	385 23.7%	1,001 61.6%	1,134 53.4%
名古屋	146 9.0%	37 2.3%	183 11.3%	241 11.3%
大阪	131 8.1%	57 3.5%	188 11.6%	434 20.4%
広島	13 0.8%	7 0.4%	20 1.2%	34 1.6%
高松	28 1.7%	37 2.3%	65 4.0%	30 1.4%
徳島				58 2.7%
福岡	37 2.3%	47 2.9%	84 5.2%	121 5.7%
那覇	5 0.3%	5 0.3%	10 0.6%	
合計	1,017 62.6%	607 37.4%	1,624 100.0%	
前年度	1,246 58.6%	879 41.4%	2,125 100.0%	

（注）那覇は隔年実施。

(4) 合格者数：734人 …受験者数に対する合格率 $\frac{734人}{1,624人} = 45.2\%$ (前年度：31.3%)

※ 第1次試験の合格範囲は、正解率65%以上。

〈受験地別、男女別〉

(単位：人)

	男性	女性	合計	前年度
札幌	7 1.0%	3 0.4%	10 1.4%	9 1.4%
仙台	13 1.8%	7 1.0%	20 2.7%	12 1.8%
東京	332 45.2%	133 18.1%	465 63.4%	377 56.7%
名古屋	64 8.7%	19 2.6%	83 11.3%	80 12.0%
大阪	75 10.2%	22 3.0%	97 13.2%	131 19.7%
広島	3 0.4%	6 0.8%	9 1.2%	10 1.5%
高松	14 1.9%	12 1.6%	26 3.5%	5 0.8%
徳島				11 1.7%
福岡	15 2.0%	8 1.1%	23 3.1%	30 4.5%
那覇	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%
合計	524 71.4%	210 28.6%	734 100.0%	
前年度	451 67.8%	214 32.2%	665 100.0%	

(注) 那覇は隔年実施。

3. 第2次試験（論文試験・面接試験）

(1) 試験の範囲

- ① 論文試験：第1次試験（択一試験）の出題範囲を次の2グループに分け、それぞれのグループより各1題選択。
 - ・第1グループ：消費者問題、行政知識、法律知識2題
 - ・第2グループ：経済一般知識、企業経営一般知識、生活経済、地球環境問題・エネルギー需給
- ② 面接試験：面接試験委員と受験者の個人面接を実施。

(2) 試験日：2018年11月23日（金・祝日）

(3) 受験者数：909人（前年度：861人）

※ 第2次試験の合格基準

① 論文試験

消費生活アドバイザー及び消費生活相談員として必要な、出題の理解力、課題の捉え方、表現力等を審査し、選択した2題それぞれが5段階評価（A～E）のC以上を合格とする。

② 面接試験（面接免除制度有り）

消費生活アドバイザー及び消費生活相談員として必要な、見識、相応しい態度、積極性、コミュニケーション能力等について審査し、面接委員の総合評価が3段階評価（A～C）のB以上を合格とする。

4. 資格証の交付

試験合格者には、第2次試験合格証を交付し、このうち本年度中に登録申請があった者には、消費生活アドバイザー資格と消費生活相談員資格の両方を証明する資格証を交付する。